

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会
労働力需給制度部会
部会長 鎌田 耕一

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱」等について

平成 2 7 年 9 月 1 8 日付け厚生労働省発職派 0 9 1 8 第 4 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、概ね妥当と認める。

なお、労働者代表委員から、法律の施行準備期間が極めて短いため、現に従事する派遣労働者の保護に欠けることのないようにすべき、下位法令に係る審議時間と周知期間を十分確保できたとは到底言えない、国会附帯決議を尊重して行政により措置や検討等が誠実かつ確実に講じられなければならないとの意見があった。